

北区河川愛護活動助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、北区内の河川愛護団体が行う活動に対する助成金の交付について必要な事項を定め、もって河川愛護を通した区民のコミュニティ形成に資することを目的とする。

2 この要綱による助成金の交付に関しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、この要綱の定めにより行うものとする。

(対象団体)

第2条 助成の対象となる団体は、北区内に活動拠点を有し、神戸市河川愛護要綱（令和3年3月24日建設局長決定）の規定に基づく認定を受けた団体（以下「団体」という。）とする。

(助成対象活動)

第3条 助成の対象となる活動は、当該年度に団体が実施する以下の活動とする。

- (1) 河川流域の美化活動
- (2) 河川愛護に関する啓発活動
- (3) その他河川愛護を通したコミュニティ形成に資すると認められる活動
- (4) 前各号を行うための活動（会議運営・郵送等）

(助成対象・対象外経費)

第4条 助成の対象となる経費は、前条に規定する活動に要する経費とし、次の各号に掲げるものは、助成の対象から除外する。

- (1) 飲食費、懇親会費、慶弔費、交際費、レセプション費その他これらに類する経費
- (2) 領収書がない等使途が明確でない経費
- (3) 市（区役所を含む。）又は市の外郭団体の他の助成等と重複する経費
- (4) 前各号に掲げるもののほか、北区長（以下「区長」という。）が対象と認めない経費

(助成金の額)

第5条 区長は、団体が北区内で行う助成対象活動について、区の予算の範囲内において、30万円を上限として助成することができる。

(交付の申請)

第6条 団体は、補助金規則第5条第1項に基づき助成金の交付を申請するときは、次に掲げる書類を当該活動年度の8月末までに区長に提出しなければならない。

- (1) 助成金交付申請書（様式第1号）

- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書
- (4) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 区長は、補助金規則第6条により助成金の交付決定を行ったときは、助成金交付決定通知書(様式第2号)により申請団体に通知するものとする。

- 2 区長は、交付決定を行う場合において、当該助成金の交付の目的を達成するために必要な条件を附することができる。
- 3 区長は、補助金規則第6条第3項により助成金の交付が不相当である旨の通知を行うときは、助成金不交付決定通知書(様式第3号)により助成団体に通知するものとする。

(助成活動の変更等)

第8条 助成団体は、補助金規則第7条第1項第1号に掲げる承認を受けようとするときは助成金変更申請書(様式第4号)を、同第2号に掲げる承認を受けようとするときは助成金中止申請書(様式第5号)を、区長に提出しなければならない。

- 2 区長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、その旨を助成金変更承認通知書(様式第6号)又は助成金中止承認通知書(様式第7号)により、助成団体に通知するものとする。

(活動実績の報告)

第9条 助成団体は、補助金規則第15条に基づき活動実績を報告しようとするときは、次に掲げる書類を当該活動終了後、速やかに区長に提出しなければならない。

- (1) 活動実績報告書(様式第8号)
- (2) 活動の実施状況がわかる書類
- (3) 収支決算書
- (4) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

(交付額の確定)

第10条 区長は、補助金規則第16条により助成金の交付額の確定を行ったときは、助成金額確定通知書(様式第9号)により、速やかに助成団体に通知するものとする。

(助成金の請求)

第11条 助成団体は、助成金の交付額の確定後、助成金の交付を受けようとするときは、助成金請求書(様式第10号)を区長に提出しなければならない。

- 2 前項の請求があったときは、区長は速やかに助成金を助成団体に支払うものとする。
- 3 第1項の規定に関わらず、区長は、助成金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、第7条第1項の規定により交付決定された助成活動の完了前に、同項の規定により決定した助成金の交付予定額の全部又は一部について概算払をすることができる。

4 助成団体は、前項により概算払を受けようとするときは、助成金概算払請求書（様式第 11 号）を区長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第 12 条 区長は、補助金規則第 19 条により助成金の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかに、その旨を助成金交付決定取消通知書（様式第 12 号）により当該助成団体に通知するものとする。

（助成金の返還）

第 13 条 区長は、前条の規定により助成金の交付決定を取消した場合において、助成活動の当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 区長は、第 10 条の規定により確定された助成金の交付額について、既にその額を超える助成金が交付されているときは、期限を定めて、確定した交付額を超える額の返還を命ずるものとする。

（財産処分の制限）

第 14 条 助成団体は、区長の承認を得ないで、助成金により取得した財産を目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

（書類の保管及び閲覧）

第 15 条 助成団体は、助成に係る収支の状況を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、かつ、それらの帳簿及び証拠書類を当該助成の交付を受けた年度の翌年度から起算して 5 年間保管しなければならない。

2 助成団体は、前項の書類の閲覧請求があった場合は、これを閲覧させなければならない。

（その他）

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関して必要な事項は、区長が定める。

附則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和元年 8 月 1 日から施行する。
- 3 この要綱は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。